ウォーターサーバーの廃棄について

2025年4月 JDSA サーバー委員会 座長 守本和正

現在、協会会員が採用されているウォーターサーバーの冷水回路に使用されている冷媒ガスには代替フロン R134a (1,1,1,2 テトラフルオロエタン)が使用されているケースが多く、その廃棄はフロンの回収、破壊のできる産業廃棄物処理事業者にて、適正に処理されていることと存じます。

先般、環境省フロン対策室及び経済産業省オゾン層保護等推進室より当協会サーバー委員会にウォーターサーバー廃棄の現状についてのヒアリングがあり、廃棄の状況などについて回答させていただきましたが、その際、ウォーターサーバーの廃棄を依頼されている産廃業者に対して周知依頼があったことから、下記についてお願いします。

- ・ 現在、協会会員が採用しているウォーターサーバーは、全て家庭用として製造されているため、左記のウォーターサーバーはフロン排出抑制法における第一種特定製品には該当しません。
- ・ したがって、上記ウォーターサーバーはフロン排出抑制法の充塡量・回収量報告の対象 機器に該当しません。
- ・ 廃棄業者はフロン排出抑制法の充塡量・回収量報告のために、 上記ウォーターサーバー のフロン回収実績を都道府県に報告する必要はありません。

以上

